

平成28年1月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成28年1月21日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2階小会議室

2 開会日時 平成28年1月21日(木)午後3時00分

3 閉会日時 平成28年1月21日(木)午後3時40分

4 出席委員(13名)

1番 古里厚子 委員	2番 金沢幸弘 委員
3番 小野寺邦男 委員	4番 田中誠 委員
5番 高舘孝 委員	6番 四木俊一 委員
7番 久田伸一 委員	8番 木村喜和 委員
10番 三浦英雄 委員	11番 山内松次郎 委員
12番 新山秀男 委員	13番 斎藤正 委員
15番 金淵盛一 委員	

5 欠席委員(2名)

9番 吉田勝 委員	14番 渡辺耕一 委員
-----------	-------------

6 会議に付した案件

町議案

報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第19号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について

議案第20号 競(公)売買受適格者の証明について

県議案

議案第6号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7 会議録署名委員

2番 金沢幸弘 委員	3番 小野寺邦男 委員
------------	-------------

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 外山昌彦	事務局 次長 佐藤一也
------------	-------------

事務局 主査 吉本平	
------------	--

9 書 記

事務局 主査 吉本平	
------------	--

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成28年1月6日告示招集いたしました平成28年1月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、外山局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することと  
なっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、平成28年1月6日告示招集されました平成28年1月六戸町農業委員会総会  
を開会いたします。  
本日の欠席委員は、9番 吉田 勝委員、14番 渡辺 耕一委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。  
次に、議事録署名委員の指名を行います。  
お諮りします。  
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
2番 金沢 幸弘委員、3番 小野寺 邦男委員を指名します。  
参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には吉本主査を任命します。  
次に会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思い

ます。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、報告第 30 号  
で 4 番 田中 誠委員が該当しますので発言権がございません。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第 29 号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 29 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」  
農地法施行規則第 22 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を  
受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

7 番 ちょっと聞きたいんだけども、登記現況の現況で、その他って書いてるんだけど、これ  
久田委員 初めて見たんだけど、なんでその他についての。

吉本主査 場所としては、下の高見とかの土地の一角となっている場所になっているわけですね。  
ただ、税務課の方で台帳上これをその他としていると。

7 番 その他がいままで見たことないから、その他っていうのが何をその他ってして  
久田委員 るのか。

事務局長 税務課のですね、課税、土地台帳を引用していますので、税務課に聞いてあと  
で回答したいと思います。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 29 号を報告済みといたします。

次に報告第 30 号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」  
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知  
書を受理したので報告するものであります。  
(説明省略)

議長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第30号を報告済みといたします。

次に議案第19号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次長 それでは、町議案第19号から私の方から説明させていただきます。  
議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので  
審議を求めるものであります。  
(説明省略)

議長 事務局から説明が終わりました。  
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員よ  
り報告をお願いします。

8番 現地調査は、私他3名で行いました。  
木村委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。  
以上報告致します。

議長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第19号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

つづいて、議案第20号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

次 長 議案第20号「競（公）売買受適格者の証明について」  
農地法第3条第1項の規定の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求めるものであります。  
なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとします。  
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

7番 久田委員 これいま、2月のいつって言ったけど、これ伸びて3月になったから。  
3月の3日だか4日に伸びてるはずだからもう一回来ます。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第20号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第20号は証明することに決定いたしました。

つづいて、県議案第6号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第6号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明いたします。  
農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、  
知事に送付するため意見を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
それでは県議案第6号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって県議案第6号は許可相当とすることに決定いたしました。

つづいて、県議案第7号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第7号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明いたします。  
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、  
知事に送付するため意見を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
それでは県議案第7号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって県議案第7号は許可相当とすることに決定いたしました。  
  
以上をもちまして、六戸町農業委員会1月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後3時40分 】